

江田島市津波避難計画

江田島市

【 目 次 】

第1章 総則	1
第1節 総則	1
第1 策定の目的	1
第2 津波避難計画の対象範囲	1
第3 用語の意味	2
第2節 対象とする地震及び津波	3
第1 対象とする地震及び津波の種類	3
第2 最大浸水深と浸水開始時間	4
1 最大浸水深	4
2 浸水開始時間	6
第2章 津波避難のための事前準備	7
第1節 事前対策	7
第1 避難対象地域	7
第2 指定緊急避難場所，避難路・避難経路	7
1 指定緊急避難場所，避難目標地点，津波避難ビル	7
2 避難路，避難経路	9
3 避難の方法	10
第3 津波避難困難地域の検討	10
1 浸水開始時間	10
2 避難可能距離の設定	10
3 津波避難困難地域の設定	11
第2節 津波防災教育・啓発	12
第1 津波ハザードマップの作成	12
第2 津波防災教育・啓発	12
1 市民等に対する防災知識の普及・啓発	12
2 啓発内容	12
3 啓発方法	13
第3 災害記憶の継承	13
第4 自主防災組織の育成	14
第5 防災リーダーの育成	14
第6 観光客等に対する啓発	14
第3節 避難訓練	15
第1 避難訓練の実施体制，参加者	15
第2 訓練の内容等	15
1 津波情報等の収集，伝達	15

2	津波避難訓練	15
3	防潮水門等の操作訓練	15
4	津波監視・観測訓練	15
第3章	津波発生時の応急対策	16
第1節	初動体制	16
第1	配備動員体制	16
1	配備体制	16
2	動員	17
第2	情報受信・伝達体制等	17
第3	職員の安全確保	17
第2節	地震・津波に関する情報収集・伝達	18
第1	津波情報等の収集	18
1	津波情報等の早期収集	18
2	津波の実況等の情報収集	19
第2	津波情報等の伝達	20
1	伝達系統	20
2	伝達方法	21
第3節	避難指示等の発令	23
第1	発令の基準	23
第2	発令の時期及び手順	23
第3	市民への周知及び関係機関への連絡	23
1	市民への周知	23
2	関係機関の相互連絡	23
第4	避難指示等の解除	24
1	解除の基準	24
2	解除時期	25
第5	避難の誘導	25
1	避難誘導に当たる者	25
2	避難誘導の方法	25
3	再避難の措置	25
第4節	要配慮者及び観光客等の避難対策	26
第1	要配慮者の避難対策	26
1	情報共有・伝達	26
2	避難行動の援助	26
3	社会福祉施設、病院等の避難対策	26
第2	観光客等（観光客、海水浴客、釣り客等）の避難対策	27
1	情報伝達・共有	27
2	観光施設等の避難対策	27

3	指定緊急避難場所等の確保，看板・誘導標識の設置.....	27
第5節	防潮水門等の閉鎖措置	28
第1	施設情報.....	28
第2	閉鎖措置等	28
第3	施設管理者との連絡体制.....	28
第4	訓練.....	28

第1章 総則

第1節 総則

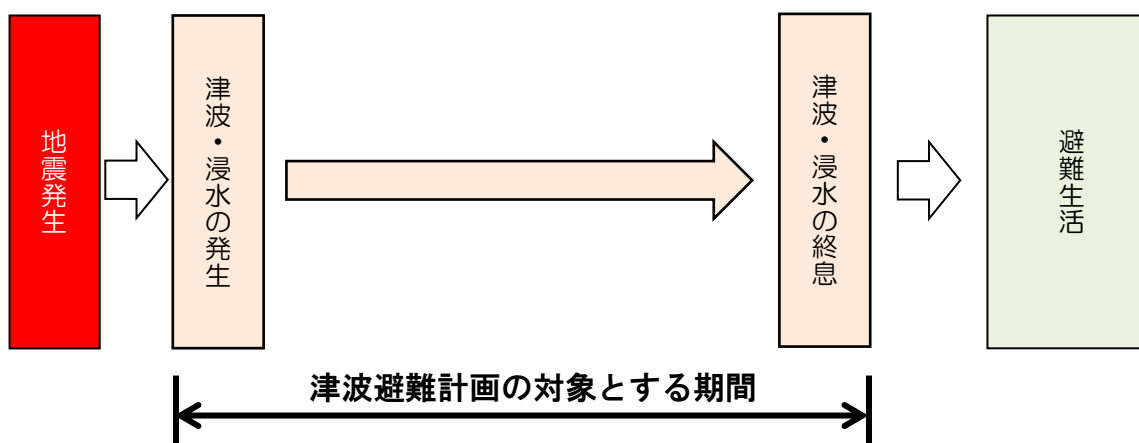
第1 策定の目的

この計画は、地震により発生した津波や堤防等が破堤した場合の浸水による人的被害を軽減するための避難計画である。

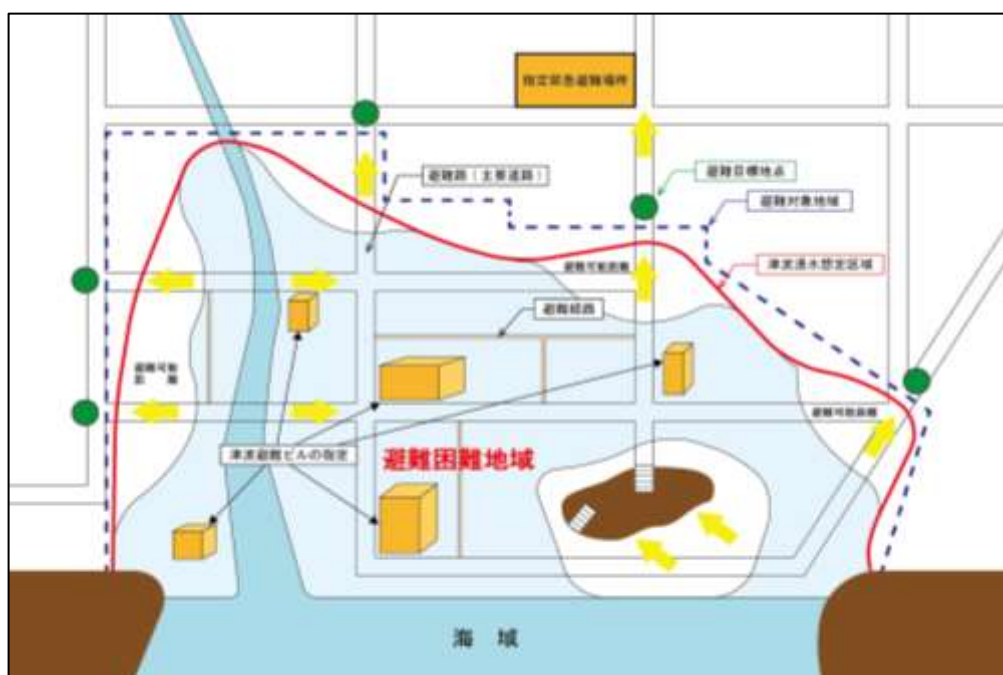
第2 津波避難計画の対象範囲

この計画は、地震による津波・浸水の発生直後から津波・浸水が終息するまでの概ね数時間から数十時間、市民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めたものである。

津波・浸水被害の可能性がある地域全ての市民、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。



図表1 津波避難計画の概念図



第3 用語の意味

用語	用語の意味等
波源域	津波の発生に関与した海底の領域をいう。地震の震源が海底にあるとき、震源付近の海底が変動して津波が起きる。
津波浸水想定図	地震・津波による浸水が想定される区域図。本指針では、広島県津波浸水想定図（平成25年3月）を適用する。
浸水開始時間	本計画では、浸水深が30cmに達する時間とする。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定図に基づき市が指定する。
避難困難地域	浸水開始時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設等をいう。原則として、市が指定に努めるもの。 「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（府政防第369号、消防災第126号、平成26年3月26日）によるものをいう。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
避難路	避難する場合の道で、市が指定に努める。
避難経路	避難する場合の経路で、住民等が設定する。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。
要配慮者	高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者。

第2節 対象とする地震及び津波

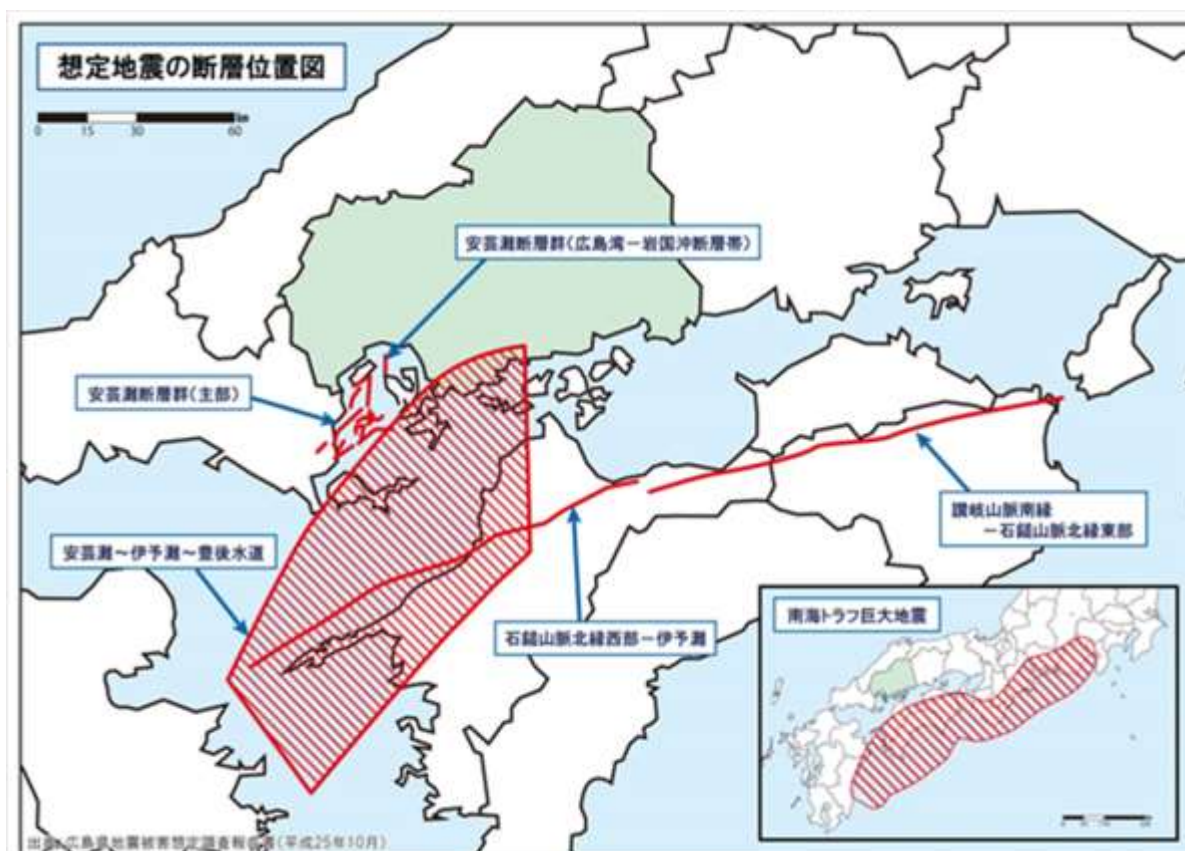
第1 対象とする地震及び津波の種類

広島県が「広島県津波浸水想定図（平成25年3月）」を作成する検討対象とした地震及び最大クラスの津波（L2津波）とする。

図表2 津波浸水想定シミュレーションを行った想定地震一覧

想定地震	地震タイプ	マグニチュード
南海トラフ巨大地震	プレート間	9.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震	プレート内	7.4
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	地殻内	8.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	地殻内	8.0
安芸灘断層群（主部）の地震	地殻内	7.0
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）の地震	地殻内	7.0

図表3 想定地震の断層位置図



第2 最大浸水深と浸水開始時間

1 最大浸水深

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される津波浸水想定図を適用する。

図表4 江田島市 浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

想定地震	浸水面積 (ha)				
	浸水深 1cm 以上	浸水深 30cm 以上	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	浸水深 5m 以上
南海トラフ地震（津波ケース1）	592	515	237	57	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	226	148	54	5	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	81	57	17	3	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	111	74	23	4	0
安芸灘断層群（主部）	68	46	12	3	0
安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）	153	102	39	4	0

図表6 江田島市津波浸水想定区域図



2 浸水開始時間

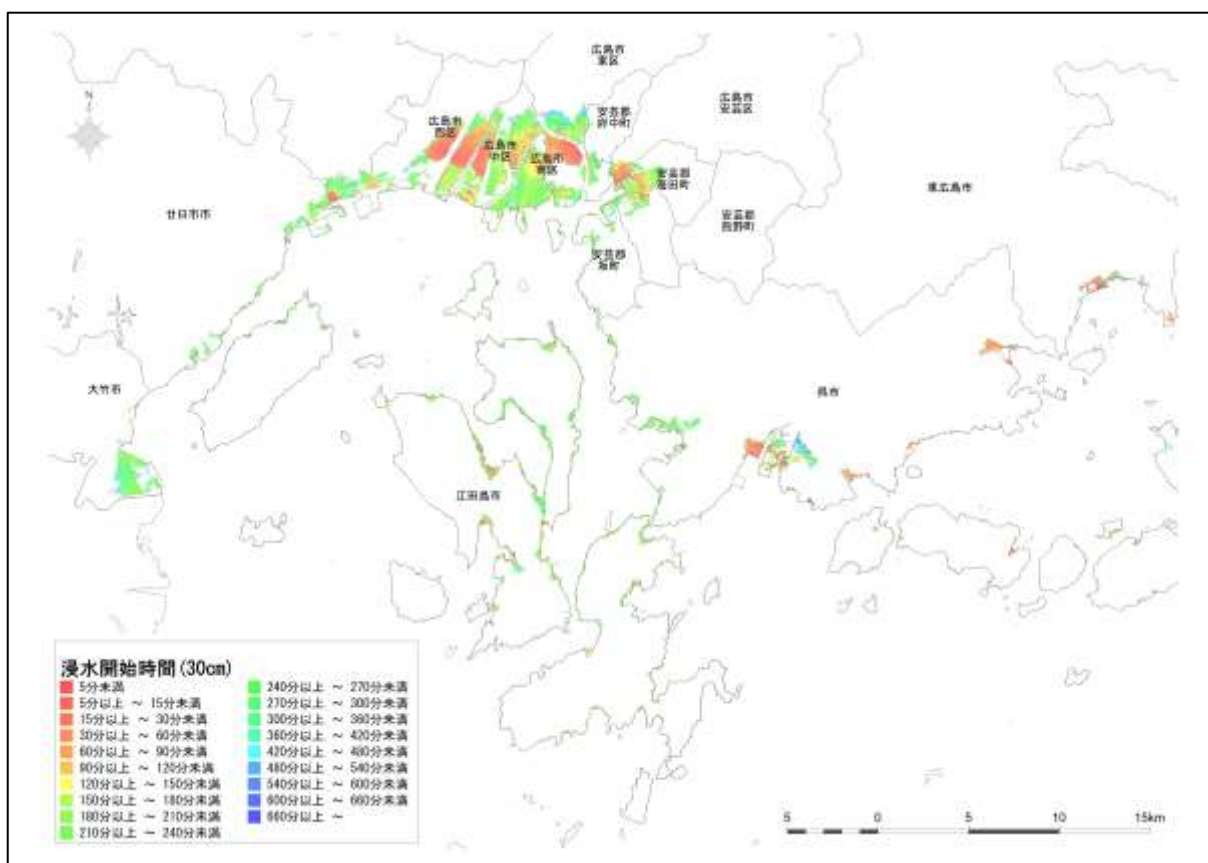
浸水深が 30cm に達すると移動が困難になることから、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水深が 30cm に達する時間を浸水開始時間とする。

図表5 南海トラフ巨大地震による江田島市の最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始時間 （分）（※2）
		うち津波の高さ （m）		
江田島市	4.0	1.9	251	31

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間



図表7 浸水開始時間図(30cm)

第2章 津波避難のための事前準備

第1節 事前対策

第1 避難対象地域

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される津波浸水想定図を基に、予測の不確実性を考慮した場合、本市では市内全域の各地区内に浸水域が存在する。

本市の避難行動に当たっては、地域内での声掛けや助け合いが非常に重要になることから、自治会の単位を基本とした市内全域（一部高台を除く）から抽出する。

なお、浸水のおそれがあるとする区域については、地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた選定を図り、地区津波避難計画において定めるものとする。

第2 指定緊急避難場所、避難路・避難経路

1 指定緊急避難場所、避難目標地点、津波避難ビル

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、津波の危険から避難するために、必要とされる安全性や機能が確保されている場所を選定した。

なお、指定緊急避難場所の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）

イ 十分な海拔高度を有すること。

ウ 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。

エ 周辺に山・がけ崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。

オ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることからさらに避難できる場所があること。

カ 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。

キ 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。

ク 避難場所表示があり、入口等が明確であること。

ケ 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

図表8 指定緊急避難場所

町名	地区名	施設名	住所
江田島町	中央地区	中郷公園	江田島町中央2丁目
		向側公園	江田島町中央1丁目
		江田島中央公園	江田島市中央1丁目
		山田西児童公園	江田島町中央5丁目
	小用地区	江田島公園	江田島市小用1丁目
	切串地区	タカノス交流広場	江田島町切串4丁目
	大須地区	大須公園	江田島町大須2丁目
	宮ノ原地区	石風呂児童公園	江田島町宮ノ原3丁目
能美町	鹿川地区	鹿川公民館駐車場	能美町鹿川 2814-1
		能美運動公園	能美町鹿川 2041-5
	中町地区	中町小学校グラウンド	能美町中町 2279
	高田地区	高田公民館駐車場	能美町高田 3194-1
沖美町	三高地区	沖美ふれあいセンター駐車場	沖美町美能 833-5
	岡大王地区	岡大王西児童公園	沖美町岡大王 479
	畑地区	旧沖小学校グラウンド	沖美町畑 995
	是長地区	鹿田公園	沖美町是長 1517-2
大柿町	大原地区	大柿公民館駐車場	大柿町大原 505
		大柿中学校駐車場	大柿町大原 920
		大柿高等学校新館廊下 (3F, 4F)	大柿町大原 1118-1
	大君地区	浄円寺境内	大柿町大君
	柿浦地区	引島児童公園	大柿町柿浦 2723-4
	飛渡瀬地区	旧飛渡瀬小学校グラウンド	大柿町飛渡瀬字久末 1633-1
		江田島市総合運動公園	大柿町飛渡瀬 1234

(2) 避難目標地点

避難目標地点は、とりあえず津波の危険から命を守るための避難の目標地点として、基本的に直近の高台（津波未到達地点）を選定する。

各避難目標地点の選定に当たっては、地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた選定を図り、地区津波避難計画において定めるものとする。

(3) 津波避難ビル

本市では、津波浸水想定区域内において、津波避難ビルを定めた場合、津波方向に避難することとなり、津波の影響時間内に、付近の高台へ適切に避難行動がおこなわれるため、津波避難ビルは安全上の観点から定めないこととする。

ただし、浸水想定区域内において、避難行動の実状等から緊急に津波避難ビルを指定する必要がある場合、指定については、地区住民及びビル等の所有者と協議の上、要件を満たすビル等を調査し検討する。

2 避難路，避難経路

(1) 避難路

避難路の選定に当たっては、地域の状況を十分考慮したものとするとともに、市民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。

イ 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

ウ 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

エ 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。

オ 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）

カ 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。

キ 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。

ク 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。

ケ 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

コ 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

(2) 避難経路

地区ごとに、高台または津波避難場所へ向かう経路を避難経路として選定する。

避難経路の選定に当たっては、地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた避難経路の選定を図るものとする。

なお、避難経路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

- ア 短時間で指定緊急避難場所または避難目標地点に到達でき、避難者数や要配慮者の搬送に応じた幅員を有する道または通路を選定する。
- イ 迂回路を確保でき、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難経路は、建物倒壊、落下物等による危険性が小さい道または通路を選定する。
- エ 海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、避難経路として選定しないものとする。

3 避難の方法

避難方法は、原則として徒歩とする。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高く、また多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等を発生させ、自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれの低いこと等から、避難に当たっては、原則として徒歩とする。

ただし、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離がある場合や、要配慮者の円滑な避難が非常に困難である場合等、また自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合等には、自動車による避難を認めることとする。

第3 津波避難困難地域の検討

1 浸水開始時間

広島県被害想定調査報告書（H25年10月）では、南海トラフ地震による津波の第1波到達まで、最短地域で31分となっている。

ただし、構造物が機能しない場合、地震直後に海拔0m以下の地域は浸水することが想定され、避難行動の支障となることが想定される。

2 避難可能距離の設定

避難対象地域の中で、避難開始から津波による浸水開始時間までの間に、避難が可能な距離は1,560メートルとなるが、要配慮者の移動等を考慮して、避難できる限界の距離は最長500メートル程度を目安に設定する。

避難可能距離は、原則として徒歩による避難を想定し、次式により算出する。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{浸水開始時間} - \text{地震発生からの避難開始時間})$$

※ 歩行速度は、老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等の目安とし1.0m/秒とする。

※ 地震発生からの避難開始時間は、地震発生後から2分から5分後には避難を開始できるものと想定する。

3 津波避難困難地域の設定

前述1, 2の検討に基づき, 避難対象地域の中で, 津波浸水域内の状況を整理した結果, 本市における南海トラフ地震による津波の第1波到達である31分以内に, 適切に高台へ避難行動がおこなわれる時間内であることから, 津波避難困難地域は, 本市では該当なしとする。

しかし, 歩行困難者等はさらに歩行速度が低下し, 避難誘導に関する時間を要することが想定されるため, 円滑な避難対策を強化する。

また, 瀬戸内海域活断層等における地震による津波の場合は第1波到達が0分, 最大波到達まで18分, 津波高1.1mであることを考慮した避難対策を検討していくものとする。

第2節 津波防災教育・啓発

第1 津波ハザードマップの作成

市は、津波により浸水する範囲及びその水深、指定緊急避難場所、避難目標地点、避難経路等を記載した津波ハザードマップを作成し、市民に周知する。

市は、ハザードマップの作成に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- 市地域防災計画において定められた津波災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- 指定緊急避難場所に関する事項
- その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

第2 津波防災教育・啓発

津波災害について、「正しく恐れて備えることが大切である」ことの認識と防災・減災対策による被害軽減効果等の知識の普及と啓発を、消防・防災行政や消防団の経験者、防火クラブ・自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等のみならず、市民等に徹底することにより、津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

1 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、津波災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、津波（広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・到達時間等を含む。）についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化等の防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織等、地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

2 啓発内容

- (1) 想定される津波被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- (2) 津波に対する地域住民への周知
- (3) 様々な条件下で津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得等
 <津波に対する心得－船舶の場合>

- a 強い地震（震度4以上）を感じたときまたは弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

- b 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- c 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- d 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- e 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注1）港外：水深の深い、広い地域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- (4) 津波に対する一般知識
- (5) 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- (6) 災害情報の正確な入手方法
- (7) 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- (8) 自動車運転時の心得
- (9) 救助・救援に関する事項
- (10) 安否情報の確認に関する事項
- (11) 津波浸水想定図
- (12) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (13) 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- (14) 高齢者、障がい者等への配慮
- (15) 避難行動要支援者に対する避難支援
- (16) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (17) その他必要な事項

3 啓発方法

- (1) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等放送施設の活用
- (3) 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- (4) 映画、スライド等の活用
- (5) 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- (6) その他の方法

第3 災害記憶の継承

市民等の津波防災の意識啓発に活用するため、過去の津波体験、大規模災害における被災状況、行政対応、生活への影響、社会経済への影響等の資料の収集整理に努める。

第4 自主防災組織の育成

共助を進めるため、地域における自主防災組織の結成を支援する。また、実践的な防災活動が可能な組織力を有するようにするため、講習会や訓練等の支援を行う。

第5 防災リーダーの育成

地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材を養成するため、自主防災組織のリーダー、消防・防災行政や消防団の経験者、防火クラブ、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等を対象として、津波避難に関する講習会等を実施に努める。

第6 観光客等に対する啓発

観光地においては、津波に関する標識設置等表示を進めるとともに、津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、緊急避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布する取組、ホームページによる広報やスマートフォンを活用した啓発等を関係業者等と取り組む。

第3節 避難訓練

第1 避難訓練の実施体制、参加者

避難訓練の実施主体は、企業、市民、市、消防本部、消防団、自主防災組織、社会福祉施設、学校、医療施設に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光及び宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は年1回以上実施し、訓練参加者には、津波避難に関する研修や情報提供を必ず実施する。

また、津波避難訓練の実施後には、検討会を開催して、津波避難対策や津波避難訓練の問題点等を検証する。

第2 訓練の内容等

1 津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、防災行政無線の可聴範囲の確認、市民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

2 津波避難訓練

避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波ハザードマップに基づき、避難場所、避難経路や避難路を実際に避難することにより経路や避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する。

3 防潮水門等の操作訓練

防潮水門等の閉鎖措置に基づき、閉鎖訓練を実施する。

浸水開始時間内に操作を完了し避難が可能か、地震動等により操作不能となった場合の対応等を検証する。

4 津波監視・観測訓練

高台等の安全地域からの目視等による津波観測、監視結果の伝達、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

第3章 津波発生時の応急対策

第1節 初動体制

第1 配備動員体制

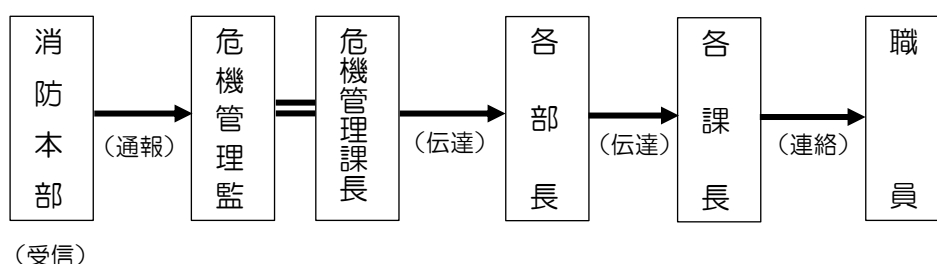
1 配備体制

市における配備体制は、災害の発生または発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、次の体制によって対処する。

(1) 勤務時間内

配備時期	配備体制	
「広島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき	事前配備体制 (災害警戒本部)	(事前準備委員会) 総務部長、企画部長、危機管理監、市民生活部長、福祉保健部長、産業部長、土木建築部長、消防長、教育次長、企業局長、議会事務局長、会計管理者、総務課長、危機管理課長、警防課長、その他市長の指名するもの
「広島県津波」の津波警報が発表されたとき	第1号配備体制 (災害対策本部設置について協議)	局地的な災害を直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。
「広島県大津波」の大津波警報が発表されたとき	第3号配備体制 災害対策本部 (自動設置)	全職員を動員し、いかなる状況においても各班が直ちに活動できる体制とする。

(2) 勤務時間外



2 動員

各体制における動員の要員は、江田島市災害対策本部条例施行規則別表第1「配備編成計画」の欄に掲げる部・班のうちから、あらかじめ定められた職員とする。

災害の状況によっては「配備編成計画」に必ずしもこだわらず、各班相互に連絡調整を図りながら、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図る。また、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーション等について、あらかじめ定めるよう努力する。

さらに、動員の迅速化を図るため、緊急連絡システム、携帯電話等を適宜活用する。

第2 情報受信・伝達体制等

大津波警報等の伝達、避難指示等の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制を確保する。

さらに、状況に応じて、避難指示等の判断に必要となる市長、副市長等との連絡体制を確保する。

第3 職員の安全確保

津波到達予想時刻までに、津波浸水想定区域から退避することを前提とする。
浸水開始時間が短い地域においては、退避を優先する。

第2節 地震・津波に関する情報収集・伝達

第1 津波情報等の収集

1 津波情報等の早期収集

気象庁等から収集する大津波警報・津波警報・津波注意報は次のとおりとする。

〔気象庁が発表する津波警報・津波注意報〕

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表する。

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	<p>大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難してください。</p> <p>津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合	<p>津波による重大な被害が発生します。</p> <p>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難してください。</p> <p>津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<p>海の中や海岸付近は危険です。</p> <p>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</p> <p>潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。</p>	1m	(標記しない)

2 津波の実況等の情報収集

津波発生の危険性がある場合，消防本部，消防団及び自治会等と協力し，高台等の安全な場所から海面状態を監視する。

市は情報収集に活用するため，津波監視カメラの整備について検討し，情報収集体制の強化に努める。

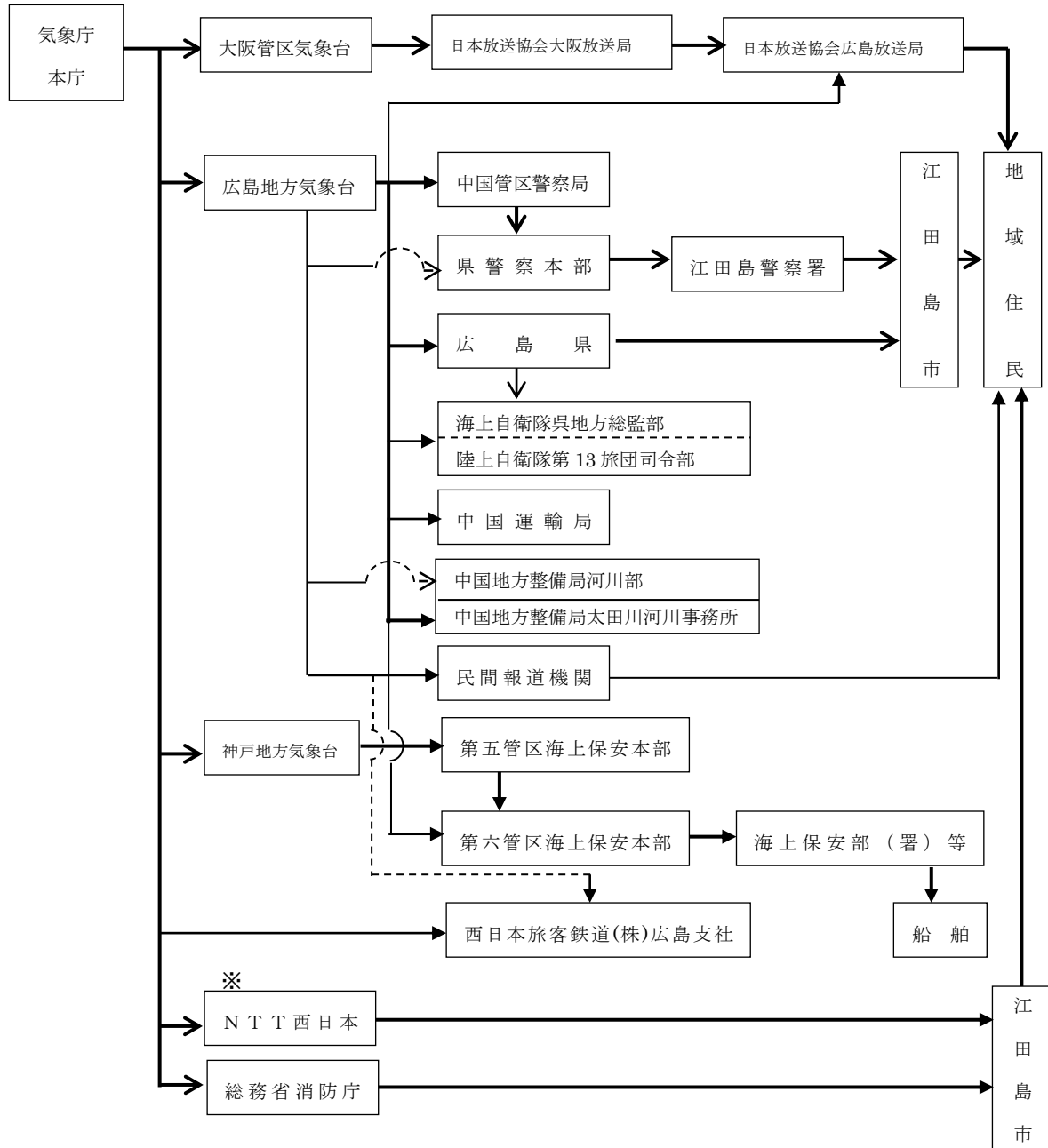
■潮位観測所

観測所名	位置	港名	設置者
柿浦漁港	大柿町柿浦	柿浦漁港	広島県

第2 津波情報等の伝達

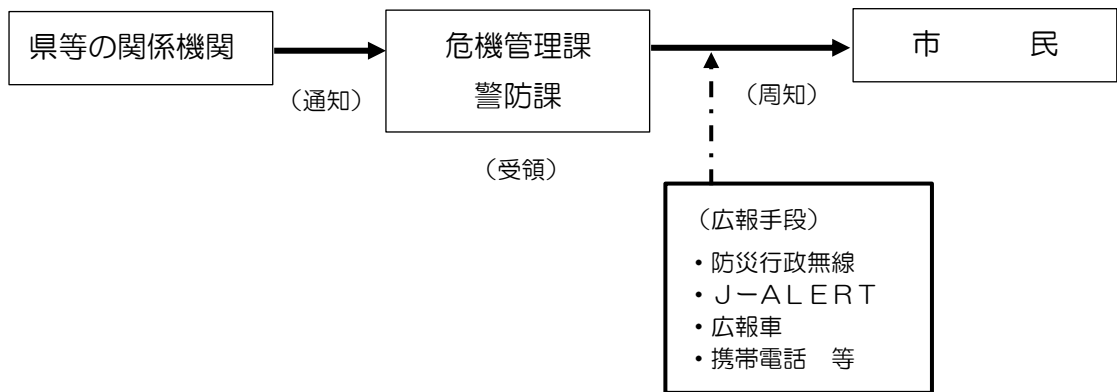
1 伝達系統

気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 実線は防災情報提供システム専用線、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報システムをいう。)
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、津波警報（同解除を含む。）のみオンラインによる伝達である。
- 4 日本放送協会広島放送局は、津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- 5 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。
- 6 「NTT西日本」とは、西日本電信電話株式会社を意味する。

(市の措置)



2 伝達方法

市民等への津波に関する情報の伝達方法は、次のとおりとし、その他、半鐘、アマチュア無線を活用する。

また、情報伝達の方法は多重化・多様化を図り、要配慮者等へ十分な配慮をするものとする。

図表9 市から市民等への伝達方法

伝達手段	伝達内容	実施担当
市防災行政無線 (同報系)	津波予報・情報(解除も含む) 海面監視の情報 避難指示の内容	総務部総務班
全国瞬時警報システム(J-ALERT)	津波予報・情報	本部事務局(危機管理課)
広報車, 消防車両	津波予報・情報(解除も含む) 海面監視の情報 避難指示の内容	企画部企画班 市民生活部市民生活班 消防部予防班
サイレン	避難指示の内容	総務部総務班
テレビ, ラジオ	津波予報・情報(解除も含む) 海面監視の情報 避難指示の内容	総務部総務班
携帯電話(登録制メール, エリアメールを含む。)	津波予報・情報(解除も含む) 海面監視の情報 避難指示の内容	総務部総務班
ホームページ	津波予報・情報(解除も含む) 海面監視の情報 避難指示の内容	総務部総務班

図表 10 市から関係機関への伝達方法

伝達責任者	伝達先	伝達方法
福祉保健部 社会福祉課長	医療機関, 要配慮者関連 施設, 民生委員等	電話, FAX, 戸別訪問
教育委員会 学校教育課長	学校教育施設	電話, FAX
教育委員会 生涯学習課長	生涯学習施設	電話, FAX
産業部 農林水産課長	農林水産業団体	電話, FAX
産業部 商工観光課長	商工業団体・宿泊施設	電話, FAX
企画部 交流促進課長	自主防災組織代表者, 自治会長	電話, FAX, 無線
企画部 交流促進課長	公共交通機関 (フェリー)	電話, FAX

第3節 避難指示等の発令

第1 発令の基準

津波災害は、一刻も早い避難が必要であることから、避難準備情報、避難勧告は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

ただし、遠隔地震で発生した津波のように到達まで相当の時間がある場合は、避難準備情報や避難勧告の発令を検討する。また、地震により堤防が決壊することも想定されるため、地震発生時には堤防の決壊について情報収集に努め、決壊につながるような前兆等に関する情報を得た場合は、避難指示発令の判断材料とする。

基本的には、屋内安全確保とはせず、できるだけ早く、高い場所へ「立退き避難」を行う。

図表 11 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準	指示の内容
○大津波警報，津波警報の発表時及び通知受信時	① 避難対象地域 ② 避難指示の理由 ③ 避難先及び避難経路 ④ 避難の方法及び携行品 ⑤ その他必要な事項
○停電，通信途絶により，津波警報等を適時に受けることができない状況において強い揺れ（概ね震度4程度以上）を感じた場合，あるいは，揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合	
○気象業務法施行令第8条の規定により市長が自ら津波警報をした場合	

第2 発令の時期及び手順

避難指示等の発令は、市長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。

市長が不在あるいは市長に連絡が取れない場合は、副市長、危機管理監、教育長の順位で代行する。

第3 市民への周知及び関係機関への連絡

1 市民への周知

避難の措置を実施したときは、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等により市民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮し、情報の受け手に応じた多種多様な手段を確保するものとする。

2 関係機関の相互連絡

市は、避難の措置をとったとき、その内容について、県、江田島警察署、自衛隊及び海上保安庁に連絡通報する。

図表 12 避難指示等の発令内容の伝達文（例文）

<p>① 大津波警報（津波警報）が発表された場合</p>	<p>■緊急放送，緊急放送，避難指示発令</p> <p>■こちらは，江田島市です。</p> <p>■大津波警報（または津波警報）が発表されたため，〇〇時〇〇分に〇〇地域に，津波災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■直ちに海岸や河川から離れ，できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p>② 津波注意報が発表された場合</p>	<p>■緊急放送，緊急放送，避難指示発令</p> <p>■こちらは，江田島市です。</p> <p>■津波注意報が発表されたため，〇〇時〇〇分に〇〇地域に，津波災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■海の中や海岸付近は危険です。</p> <p>直ちに海岸から離れて，高い場所に避難してください。</p>
<p>③ 強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合</p>	<p>■緊急放送，緊急放送，避難指示発令</p> <p>■こちらは，江田島市です。</p> <p>■強い揺れの地震がありました。</p> <p>■津波が予想されるため，〇〇時〇〇分に〇〇地域に，津波災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>■直ちに海岸や河川から離れ，できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>

第4 避難指示等の解除

1 解除の基準

- (1) 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
- (2) 気象業務法第8条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

2 解除時期

大津波警報・津波警報・津波注意報が全て解除された段階を基本とする。

浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本とする。

(津波による被害発生のおそれがないか十分確認を行う。)

第5 避難の誘導

1 避難誘導に当たる者

(1) 市職員，警察官，消防職員，自治会，消防団員その他の避難措置の実施者

(2) 自主防災組織のリーダー，自治会長等

2 避難誘導の方法

(1) 避難は，原則徒歩とする。

(2) 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し，あるいは案内標識を設置するなどして，市民の速やかな避難を図る。

なお，市長は，あらかじめ選定した避難場所，避難路沿い等に案内標識を設置して，速やかに避難できるようにしておくものとする。

(3) 避難は幼児，高齢者及び障がい者を優先する。

(4) 避難行動要支援者に関しては，事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン(全体-個別計画)を作成して支援体制を整備し，危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また，観光客及び外国人等の避難に当たっても，自主防災組織，消防団，近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう，避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(5) 避難の勧告または指示に従わない者については，極力説得して任意に避難するよう指導する。

(6) 避難場所または避難路に障害物あるいは危険物がある場合は，市長の指示のもとに当該物件の除去，保安その他必要な措置を講じ，避難の円滑を図る。

3 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は，正確な情報把握に努め，避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には，機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第4節 要配慮者及び観光客等の避難対策

第1 要配慮者の避難対策

1 情報共有・伝達

市は災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努めるとともに、各地域内における要配慮者の現状把握に努める。

また、市民等への情報の伝達方法は、防災行政無線、サイレン、広報車等の音声伝達が主体であることから、地域と協働して要配慮者の態様に応じた伝達方法を確保する。

視覚・聴覚障害者や外国人に対しては、自主防災組織や消防団、福祉関係団体、地元ボランティア等を通じた情報伝達体制の整備や情報伝達手段の確保等の協力体制を構築する。

2 避難行動の援助

避難指示等が発令された場合の要配慮者の避難は、近所の市民や自主防災組織、民生委員・児童委員等、消防団や地元ボランティア等多様な主体が援助するものとする。

なお、避難行動要支援者については、あらかじめ地域の実状に応じて策定されている避難支援プラン（全体計画・個別計画）に基づき援助するものとする。

3 社会福祉施設、病院等の避難対策

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設は、地区津波避難計画で定める浸水のおそれのある区域内の施設とする。

また、施設管理者が情報の伝達方法、避難方法等について個別に定める際には必要な支援を行う。

第2 観光客等（観光客，海水浴客，釣り客等）の避難対策

1 情報伝達・共有

観光施設，宿泊施設等の施設管理者がいる場合は，防災行政無線の設置等により施設への伝達手段を確保する。

屋外にいる者に対しては，屋外拡声器，サイレン，旗，電光掲示板等による伝達手段を確保する。

海水浴場については，監視所，海の家等に情報収集機器（ラジオ，受信機器等）や情報伝達機器（拡声器，放送設備，サイレン等）の配備を検討する。

2 観光施設等の避難対策

施設管理者が利用客への情報伝達マニュアル（いつ，誰が，何を，どの様に伝達するか）を定める際には必要な支援を行う。

3 指定緊急避難場所等の確保，看板・誘導標識の設置

地理不案内で津波の認識が低い観光客等（観光客，外国人，海岸・港湾工事現場での就労者等）の円滑かつ迅速な避難を確保するため，海拔，津波浸水想定区域，避難方向，指定緊急避難場所，避難目標地点等を示した案内看板，誘導標識等の設置に努める。

第5節 防潮水門等の閉鎖措置

第1 施設情報

閉鎖措置が必要な防潮水門等の施設情報は、次のとおりである。

図表 13 防潮水門等の施設情報

名称	連絡体制
土木建築部建設課所轄の水門・陸閘門等水門・陸閘	(閉鎖指示) 広島港湾振興事務所・県西部建設事務所⇒建設課長⇒消防本部総務課消防団係⇒市消防団
土木建築部都市整備課及び産業部農林水産道課所轄の樋門（水門）並びにポンプ場の緊急稼動	(体制指示) 所轄課長⇒樋門・ポンプ場の管理人

第2 閉鎖措置等

津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合及び津波による浸水のおそれがある場合に、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

人力で閉鎖する場合は、操作者の安全確保を最優先とし、津波到達時間が短い場合や操作後の避難が困難な場合には、無理な閉鎖を行わせない。また、操作者が安全に避難するため、あらかじめ防潮水門等の付近の指定緊急避難場所を把握しておく。

第3 施設管理者との連絡体制

施設管理者の連絡先、水位、潮位の変動状況、閉鎖状況等について随時情報共有を行う。

第4 訓練

防災訓練等の機会に防潮水門等の閉鎖手続きについて訓練を実施するよう努める。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。